② 平成12年度以降に次の要件を満たす新営の建築一式工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア 建物用途 庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和施設を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共有部を含む。）が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指すものとする。

イ 構造・階数 鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨造以外の鉄骨造 地上４階地下１階建以上

ウ 建物規模 延べ面積7,000㎡以上（１棟当たり）

エ 工事種目 建築一式工事

⑶ 共同企業体の代表者以外の構成員

① 裁判所の平成21・22年度における建築一式工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が次の要件を満たしていること。

ア ２者で構成される共同企業体 1,000点以上であること（上記２⑴②の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した建築一式工事における総合点数が1,000点以上であること。）。

② 平成12年度以降に次の要件を満たす新営の建築一式工事を元請けとして施工し、地業工事から完成・引渡しまでを完了した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ア 建物用途 庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和施設を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共有部を含む。）が当該施設の延べ面積の過半数を占める施設を指すものとする。

イ 構造・階数 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は軽量鉄骨造以外の鉄骨造 地上２階建以上

ウ 建物規模 延べ面積3,500㎡以上（１棟当たり）

エ 工事種目 建築一式工事

⑷ 次の基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

① 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格とは、一級建築士又は国土交通大臣若しくは建設大臣から一級建築施工管理技士と同等の能力を有すると認定されたものをいう。

② 平成12年度以降に上記２⑵②の基準を満たす工事の経験を有する者であること。

③ 申請書の提出期限の日において、共同企業体の構成員（共同企業体を構成しない場合は申請者）と３か月以上の雇用関係にあること。

④ 監理技術者資格者証を有する者であること。

⑤ 監理技術者として配置する場合には、監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、これに準ずる者とは、平成16年２月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者又は平成16年２月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年３月１日以降に監理技術者資格者証の交付を受けた者のうち、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者をいう。

⑸ 構成員の数 ２者とする。

⑹ 結成方式 自主結成とする。

⑺ 出資比率 すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の６以上の出資比率でなければならない。

⑻ 代表者の要件 代表者は、構成員中出資比率が最大である者とする。

３ 入札手続等

⑴ 担当部局 〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２ 最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係 春森 敦 電話03―3264―8111 内線3513

⑵ 入札説明書の交付期間、場所等 平成22年５月25日（火）から平成22年９月８日（水）まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで 上記３⑴に同じ。

⑶ 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法 平成22年５月25日（火）から平成22年６月18日（金）まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで 上記３⑴に同じ 持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着。）すること。

⑷ 入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法 平成22年９月９日（木）午後１時30分（ただし、郵便による入札の受領期限は、平成22年９月７日（火）午後１時30分必着）最高裁判所１階入札室（ただし、郵便による入札の提出場所は、上記３⑴に同じ。） 持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

４ その他

⑴ 手続において使用する言語等 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時、単位は計量法（平成４年法律第51号）による。

⑵ 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行等の保証（取扱官庁 最高裁判所）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行有楽町代理店（三菱東京ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶ 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷ 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記１の⑺に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑸ 配置予定監理技術者の確認 落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、長期入院、死亡、退職等極めて特別で、やむを得ないものとして承認された場合の外は、資料の差替えは認めない。

⑹ 手続における交渉の有無 無。

⑺ 契約書作成の要否 要。

⑻ 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有。

⑼ 関連情報を入手するための照会窓口 上記３⑴に同じ。

⑽ 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

① 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員とする共同企業体の参加 上記２⑴②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も上記３⑶により申請書、資料及び共同企業体協定書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該構成員が一般競争参加資格の認定を受け、かつ、共同企業体が競争参加資格の確認を受けていなければならない。

② 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記２⑴②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記３⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札のときにおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑾ 詳細は、入札説明書による。